



上尾市の国勢調査人口・世帯数の推移

年	人口(人)	増加率(%)	世帯	増加率(%)
昭和40	54,776	40.9	12,438	64.6
45	110,792	102.3	29,904	140.4
50	146,358	32.1	39,619	32.5
55	166,243	13.6	48,611	22.7
60	178,587	7.4	52,808	8.6
平成2	194,947	9.2	61,148	15.8
7	206,090	5.7	68,551	12.1
12	212,947	3.3	74,947	9.3
17	220,232	3.4	81,947	9.3
22	223,926	1.7	87,286	6.5

平成22年10月1日に行われた「平成22年国勢調査」の人口等基本集計結果が国から発表されました。上尾市の人口と世帯数の推移は左表のとおりです。

市政ニュース

国勢調査の結果
上尾市の確定人口は
22万3,926人

庶務課 ☎77514989
FAX 77519819

捨てる前に
ちょっと待って

そのごみ…資源です!!

⇒西貝塚環境センター (☎781-9141・FAX781-9166)

◆「雑がみ」は資源です!
回収に協力してください!

可燃ごみの中には、資源として再生できる紙「雑がみ」がたくさん混ざっています。ごみとして出さず、資源として有効活用するために、皆さんの協力をお願いします。

●「雑がみ」とは?

「雑がみ」とは、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のことです。例えば、食料品や日用品の紙箱、包装紙、ティッシュの箱、封筒、ノート、トレットペーパーの芯、カレンダーなどです。

●雑がみの出し方

大きい物は、ひもで十字に縛ってください。細かい物は紙袋に入れて、ひもで縛ってください。

●雑がみを出す日

地域リサイクルの日と「新聞・段ボール・雑紙・古布」の日です。

●回収できない紙類

防水加工紙(紙コップ、紙皿など)、カーボン紙(伝票類など)、感熱紙(ファクス紙、レシートなど)、写真、汚れた・臭いの付いた紙などで

す。可燃ごみの日に出してください。

●リサイクルできる紙の判断

リサイクルできるかどうかは、手で簡単に破れる紙はリサイクルできる紙、破れない紙は可燃ごみと判断してください。

◆ペットボトルの分別に協力を

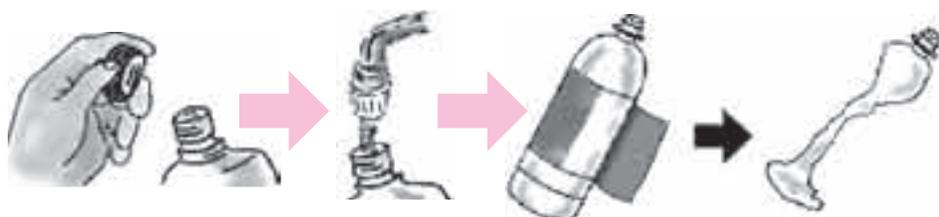
ペットボトルをごみ集積所に出すときは、中を軽く水ですすいで、キャップとラベルを外してから出してください。

皆さんが出したペットボトルは、ごみ収集車で集められ、西貝塚環境センター内の選別施設に運ばれます。選別施設では、機械や人の手でペットボトルだけが分別され、圧縮梱包されます。その後リサイクル業者の施設に運ばれて細かく破碎・洗浄され、包装用のシート(食品用トレイなど)や化学繊維(自動車関連材など)の原料として使われています。そのため、汚れのひどい物やキャップが付いたままでは、リサイクルする時に支障を来す恐れがあります。分別の協力をお願いします。

※剥がしたラベルは「可燃ごみの日」に出してください。
※外したキャップはペットボトルと同じごみ袋に入れて出してください。
※下のマークが付いている物に限ります。



- ①キャップを外す ②中を水洗いする ③ラベルを剥がしてつぶす





ひとり親家庭などへ
中学校卒業祝金を支給

子ども支援課
☎775-5120
☎774-5342

母子・父子家庭などの保護者(養育者)へ、子どもの中学校卒業時に「ひとり親家庭等卒業祝金」を支給します。

▼対象 ①平成24年3月に中学校を卒業する子どもがいる母子・父子家庭の保護者(養育者)②平成24年3月1日現在、子どもと保護者(養育者)の住所が市内にあり、同居している

▼祝い金額 対象の子ども1人につき1万円

▼申し込み 保護者名義の預(貯)金通帳の口座番号が分かる物を用意して、3月1日(木)～31日(土)に子ども支援課(市役所2階⑤番窓口)または各支所・出張所へ

自動車燃料費助成の請求をお忘れなく

障害福祉課
☎775-5122
☎776-8872

昨年4月から在宅生活の重度心身障害児に社会参加の促進や日常生活

図書館の本を大切に

⇒図書館 ☎773-8521
☎776-7330

「図書館で借りた本を自転車の前かごなどに放置したままその場を離れているうちに、持ち去られた」という事例がありました。また最近「雨にぬれた」「飲み物をこぼした」「子どもが落書きをしてしまった」「うっかり線を引いてしまった」ということもあります。

このような場合は本を弁償してもらうこともあります。図書館の本は借りた人がしっかりと管理するようお願いします。



の支援を行うため、障害児の世帯の保護者に自動車燃料費を助成しています。

▼対象 身体障害者手帳1・2級、下肢または体幹機能障害を含む3級、療育手帳A・Aを持っていて障害児の保護者で、上尾市自動車燃料費助成金受給資格認定を受けた人(自動車燃料費助成または福祉タクシー券助成のどちらかを選択)

▼支給額 月額千円を上限

▼申請受付期間 上尾市自動車燃料費助成金請求書(障害福祉課(市役所2階①番窓口)にある)、市内の給油所の領収証、印鑑を用意して、3月1日(木)～30日(金)(必着)に直接か郵送で障害福祉課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※土・日曜日、祝日を除きます。

平成23年12月定例市議会
平成24年第1回臨時会

庶務課 ☎775-4963
☎775-9819

平成23年12月定例市議会は、12月12～22日の11日間の会期で開かれ、放射能測定器整備事業などを盛り込んだ2億1,994万円の一般会計の補正予算、上尾市瓦葺ふれあい広場条例の制定などの議案が審議されました。

このうち市長提出の議案8議案と

諮問2件は全て原案どおり可決または答申された他、9月定例市議会に提出され継続審査になっていた平成22年度決算認定の8議案も原案どおり認定されました。

●人権擁護委員の候補者の推薦

人権擁護委員の候補者に、神田道子氏と小島勝氏を推薦することに異議なき旨の答申がされました。



平成24年第1回臨時会が1月6日に開かれ、選挙の結果、岡田武雄氏(上写真)が議長に、橋北富雄氏(下写真)が副議長に選出されました。



●議長 岡田 武雄氏

略歴/議会運営委員会委員長、建設水道常任委員会委員長など歴任。平塚在住、62歳。当選4回(新政クラブ)

●副議長 橋北 富雄氏

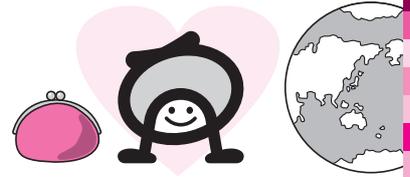
略歴/建設水道消防常任委員会委員長、議会運営委員会副委員長など歴任。上町二丁目在住、55歳。当選3回(公明党上尾市議団)

●監査委員の選任

監査委員に、深山孝氏を選任することが同意されました。

消費生活講演会

お財布と地球にやさしい暮らし方



⇒消費生活センター(TEL775-0800・FAX776-4600)

～節約は無理をしないで楽しく!～

- ▶とき 2月25日(土)午後2～4時
- ▶ところ コミュニティセンターホール
- ▶内容 和田由貴さん(節約アドバイザー)による講演で、普段の生活を大きく変えずに実践できる簡単節約術を紹介
- ▶対象 市内に在住か在勤の人
- ▶定員 300人(先着順)
- ▶入場料 無料
- ▶申し込み 2月1日(水)から電話で消費生活センターへ

和田 由貴さんプロフィール



現在消費生活アドバイザー(内閣総理大臣と経済産業大臣事業認定資格)、環境カウンセラー、省エネルギー普及指導員など、消費生活や環境に関する資格を生かし、講演、執筆、テレビ出演、新聞・雑誌・Webでの連載など、多方面で活動をしている。

著書に『裏ワザ名人のちゃっかり!節約生活』『年間50万円は貯まる チリ積も節約術』他がある。

緑の募金(家庭募金)へのご協力ありがとうございました

みどり公園課
TEL 775-8129
TEL 775-9872
TEL 824-5978
(公社)県緑化推進委員会

昨年9・10月に実施した「緑の募金(家庭募金)」に多くのご支援・ご協力を頂き、ありがとうございます。募金総額は468万6、960円になりました。皆さんから寄せられた募金は、(公社)県緑化推進委員会を通して募金総額の5割を市緑の基金に繰り入れし、本年度は新築記念樹事業費や「ふれあいの森」の維持管理費の一部として活用しています。また各地区には緑の募金活動推進費として10割が還元されました。

2月は省エネルギー月間です

財団法人電気保安協会
TEL 856-3005-1
TEL 856-22008

冬期は暖房でエネルギーの使用が増えます。電気を上手に使うことで、地球温暖化を防ぎましょう。



【おわびと訂正】

『広報あげお』1月号6ページの「上尾市長選挙」の記事中、投票できる人の年齢要件に誤りがありました。おわびして訂正します。
誤：平成3年2月6日までに生まれた満20歳以上
正：平成4年2月6日までに生まれた満20歳以上

⇒選挙管理委員会事務局
(TEL 775-9689・FAX 775-9819)

バリアフリー講演会

まちづくり計画課
TEL 775-17629
FAX 775-9872

- ▶とき 2月9日(木)午後1時30分～4時
- ▶ところ 市役所7階大会議室
- ▶内容 三浦匡史さん(県ユニバーサルデザイン推進アドバイザー)による講演「ユニバーサルデザインの基本と最新状況」、市職員を交えた意見交換
- ▶定員 10人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み 2月7日(火)までに直接か電話、ファクスまたはメール(TEL 531000@city.ago.lg.jp)でまちづくり計画課(市役所5階)へ ※手話通訳を希望する人は、申込時に予約してください。



市長 キラリ 通心



限りない力と共に

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
立春を目前にまだまだ寒い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

「美しい村など、はじめからあったわけではない。
美しく暮らそうという村人がいて、
美しい村になるのである。」

日本の民俗学の開拓者、柳田國男（くにお）さんが語ったとされる言葉です。

上尾市は、常に22万7千市民の皆さんが安心・安全に暮らし、笑顔があふれるまちづくりを目指しています。しかし、私たち行政の力だけで全ての人が満足してくれるまちづくりが可能でしょうか。答えはもちろん「不可能」です。財政再建団体から「童謡のまちづくり」で活気を取り戻した福岡県旧赤池町、

日本で初めてまちづくり基本条例を制定した北海道ニセコ町などが示すように、自らのまちを愛する住民と行政が一体となり、情熱を持ってまちづくりに取り組むことで、“美しい村(まち)”へと成長していくのだと思います。

首都圏から約35キロの距離にあり、利便性と自然が融和した立地である上尾市は、心安らぐわが家として多くの方に選ばれ、発展を続けています。

私は、夏祭りや運動会、敬老会などさまざまな地域の催しに参加する中で、多くの市民の皆さんから“ふるさと上尾”への想いを感じ取りました。この熱い“想い”が上尾を育て、安心・安全なまち、さらには「笑顔きらめく“ほっと”なまち」へと成長させていくのだと確信しています。

時代は「行政主導」から「市民参画」「協働」へと移り変わっています。市民の皆さんから生まれる情熱やアイデア、そして地域から盛り上がるたくさんの“声”を行政が生かし、取り入れていくことが「美しい上尾」を創る第一歩であり、近道になります。

良いまちづくりとは何か。それは間違いなく市民の皆さんと行政が力を合わせること。自信を持って断言します。美しく暮らそうとする人がたくさん住む上尾、市民の皆さんの限りない力に期待しています。協働の心を持ち、共に頑張りましょう！

を異動しないで他地域に避難している人
仙台市、石巻市、気仙沼市、塩竈市、
名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、
山元町、女川町、南三陸町
▼期間 3月31日(土)まで
▼手続き ①避難元の市町に「健診を受けたい」という連絡をする(電話も可)②市町から、受診券、健診実施機関リスト、昨年度の健診結果(昨年受けた人)が郵送される③②で郵送された物を持って、健診実施医療機関で受診する
▼検査内容 特定健診の基本項目に沿った血圧測定・尿検査・血液検査など

▼提出方法 「第9次上尾市交通安全全計画(案)への意見書(様式)に必要事項を記入して、直接か郵送、ファクスまたはメールで市民安全課(市役所4階、〒362-8501本町3-1-1、☎s208000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けません。
▼計画(案)・意見書(様式)の設置場所 市民安全課、情報公開コーナー(市役所1階) ※市ホームページにも掲載しています。
▼意見などの取り扱い 内容を市で検討した上、計画の参考にする
※住所、氏名を除き、頂いた意見を公表する場合があります。また意見への個別回答はしません。

東日本大震災により避難している住民の皆さんの特定健康診査・後期高齢者健康診査

保険年金課管理担当 ☎775-5136
高齢者医療担当 ☎775-5125
☎775-9927

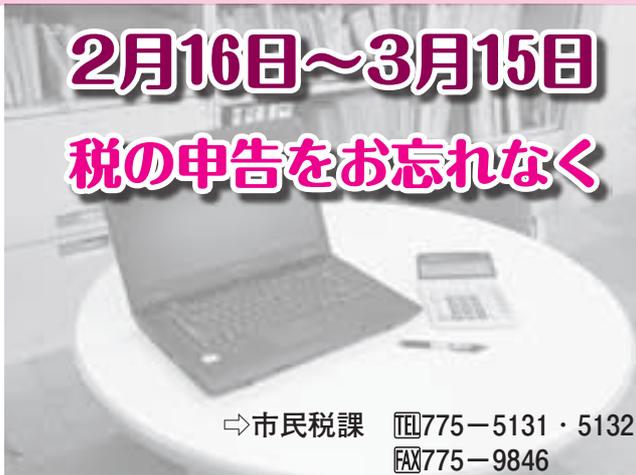
第9次上尾市交通安全計画(案)への意見を募集

市民安全課 ☎775-5138
☎775-9927

※詳細な健診項目(心電図、眼底検査、貧血検査)は医師が必要と認めるときに行います。
※市町で独自に追加している項目やがん検診などは除きます。



2月16日～3月15日 税の申告をお忘れなく



⇒市民税課 ☎775-5131・5132
FAX775-9846

市・県民税(住民税)、所得税の申告受付期間は2月16日(木)～3月15日(木)です。

市・県民税

問い合わせ
市民税課
(市役所2階)
☎775-5131
・775-5132

■申告は各種証明の基礎資料に

市・県民税の申告は、保育所入所、公営住宅入居などの申請に必要な所得証明書または国民年金保険料の免除判定、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの基礎資料になります。

平成24年1月1日現在市内に住所がある人は、次の①～④の場合を除いて申告が必要です。収入の有無にかかわらず申告してください。申告しないと、所得証明書などが発行でき

きない場合があります。

① 所得税の確定申告(還付申告を含む)をした

② 前年中の収入が1カ所の勤務先からの給与だけで、その勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている ※提出の有無は勤務先に確認してください。

③ 前年中の収入が公的年金等だけである

④ 市内に住む親族の税金上の扶養になっ

て②～④に該当する場合や公的年金等に係る確定申告不要制度により確定申告書を提出していない場合でも配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除を受ける場合は申告が必要

です。

● 申告会場

申告の受け付けは、7ページ表のとおり住所別

に会場を設けて行うため、指定の会場で申告してください。受付時間は午前9時30分～午後3時30分です。

● 市民税課、各支所・出張所では、土・日曜日を含めて申告の受け付けは行っていません。

● 申告に用意する物

申告書と印鑑の他は、それぞれの場合に応じて用意してください。

- ① 市・県民税申告書
- ② 収入金額や経費が分かる物

給与所得者／源泉徴収票

事業所得者／所得の計算の基になる事業の収入金額や必要経費を記載した書類

③ 各種の控除を証明できる物(平成23年1～12月に支払った物)

保険料控除／社会保険料(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、介護保険など)、生命保険料、地震保険料、長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約した物)などの支払金額を証明できる書類(控除証明書など)

医療費控除／医療機関に支払った医療費の領収書と、健康保険組合・生命保険会社などから補てんされた金額が分かる書類 ※支払った医療費や補てん金額は、あらかじめ医療を受けた個人ごと・医療機関ごとに集計しておいてください。

配偶者特別控除／配偶者の所得が証明できる書類(源泉徴収票など)

障害者控除／身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など、障害者控除対象者認定書

勤労学生控除／学生証または在学証明書

※市・県民税の申告書は、該当すると思われる人へ2月上旬に郵送します。申告書が届かない場合は、市民税課、各支所・出張所にある申告書を使用してください。

給与所得者／源泉徴収票
事業所得者／所得の計算の基になる事業の収入金額や必要経費を記載した書類
③ 各種の控除を証明できる物(平成23年1～12月に支払った物)
保険料控除／社会保険料(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、介護保険など)、生命保険料、地震保険料、長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約した物)などの支払金額を証明できる書類(控除証明書など)
医療費控除／医療機関に支払った医療費の領収書と、健康保険組合・生命保険会社などから補てんされた金額が分かる書類 ※支払った医療費や補てん金額は、あらかじめ医療を受けた個人ごと・医療機関ごとに集計しておいてください。
配偶者特別控除／配偶者の所得が証明できる書類(源泉徴収票など)
障害者控除／身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など、障害者控除対象者認定書
勤労学生控除／学生証または在学証明書

寄附金税額控除が一部変更されました

平成24年度(平成23年1月1日以降の寄附)から、寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。

所得税

問い合わせ
上尾税務署
(〒362-8504 西門前577)
☎770-1800
(自動音声案内)

※前記問い合わせ先の電話がつかぬと音声案内が流れます。用件の内容に応じた番号を選んでください。

■申告が必要な人

① 営業などの収入がある人や、地代や家賃などの収入がある人で、平成23年中(1～12月)の所得の合計額が基礎控除や各種の控除の合計額より多い人

② 給与所得者で次に該当する人

・ 給与以外の所得が20万円を超えている
・ 給与を2カ所以上から受けている
・ 給与の収入が2千万円を超えている など

③ 年金を受給している人で、平成23年中の所得の合計額が基礎控除や各種の控除の合計額より多い人(年金収入400万円以下の人は、7ページ別記「税務署からのお知らせ」参照) ※所得税の確定申告をした人は、市・県民税の申告は不要ですが、



配当所得や市・県民税に該当する寄附金がある場合など、必要に応じて確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に必要な事項を記入してください。

●申告に用いる物

確定申告書と印鑑の他、必要に応じて6ページの市・県民税の「申告に用いる物」中の②③を用意してください。所得税の還付を受ける場合は、振込先の金融機関名・支店名・口座番号(申告者名義)が分かる物を用意してください。

※確定申告書などの各種様式や手引きなどは、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からダウンロードできます。確定申告書、医療費の内訳書、住宅借入金等特別控除の計算書などの書類は上尾税務署の他、市民税課(市役所2階)、各支所出張所にもあります。

●申告会場

所得税の確定申告(青色申告、譲渡所得などの申告)は、2月16日(木)から上尾税務署で受け付け(郵送を含む)です。申告相談受付時間は午前9時～午後5時です。

還付申告をする人は、2月15日(水)以前でも申告書を提出できます。

申告書は①郵便か信書便による送付②税務署の時間外収受箱への投かんにより提出できます。

税務署からのお知らせ

公的年金等に係る雑所得がある人の所得税の確定申告不要制度の創設

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告書の提出は不要になりました。詳しくは上尾税務署に問い合わせてください。

※例えば医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できます。

※例えば上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告の提出が控除適用の要件になっている控除を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。

※所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加することにより来年度の市・県民税額が減額される場合がありますので、「市・県民税」の申告方法を参照の上、申告してください。

給与収入や年金収入だけの人(A申告書対象者)は、市・県民税申告会場(下表参照)でも申告できます。営業・譲渡所得など(B申告書や分離課税対象者)は税務署で申告してください。

※申告会場は大変混雑します。申告書の作成は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され便利です。作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

【表】市・県民税申告受付会場

とき	ところ	受け付け対象地区
16日(木)	文化センター	緑丘、上町、仲町
17日(金)	3階	宮本町、愛宕、栄町、日の出、谷津
21日(火)	原市公民館	原市(1316~1440番地と原市団地を除く)
22日(水)		五番町、原市一中一・三丁目、原市北一丁目、原市団地
23日(木)		瓦葺、尾山台団地
24日(金)	大谷公民館	地頭方、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、西宮下
28日(火)	大石公民館	中妻、浅間台、弁財、井戸木、泉台
29日(水)		小泉、中分、藤波、小敷谷(西上尾第一・第二団地を除く)、畔吉、領家
1日(木)	上平公民館	上平地区
2日(金)	尾山台出張所*1	2月23日に受け付けできなかった瓦葺、尾山台団地
6日(火)	市民体育館**2	西上尾第一団地
7日(水)		西上尾第二団地
8日(木)		壱丁目、今泉、向山、川
9日(金)	平方支所	平方地区
13日(火)	文化センター 3階	東町、本町、原市(1316~1440番地)
14日(水)		春日、柏座、原新町
15日(木)		富士見、上尾宿、上尾村、二ツ宮、上尾下

▶受付時間 午前9時30分～午後3時30分

※1 尾山台出張所は会場に限りがあるため混雑が予想されます。できるだけ2月23日の原市公民館での受け付けに協力してください。

※2 市民体育館で申告の際には、スリッパか上履きを用意してください。

※各会場は例年、大変混雑します。駐車台数には限りがありますので、公共交通機関を利用してください。

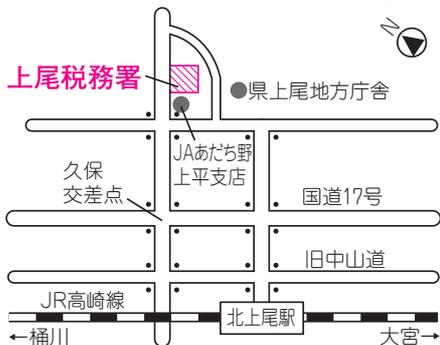
上尾税務署

2月19・26日(日)は開庁

⇒上尾税務署(☎770-1800〈自動音声案内〉)

上尾税務署では確定申告期間中の平日(月～金曜日)以外でも、2月19・26日(日)に限り確定申告の相談、申告書の収受、納付の相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。申告相談受付時間は午前9時～午後5時です。

当日は混雑が予想されます。駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関を利用してください。



JR北上尾駅東口から徒歩約20分。JR上尾駅東口から朝日バス(羽貫駅行き・伊奈学園総合高校行き)で「上平支所前」下車、徒歩3分。市内循環バス「ぐるっとくん」上平循環・東西循環で「上尾税務署前」下車